

28福保健健第1014号
平成28年11月1日

生活文化局私学部私学行政課長 殿

福祉保健局健康安全部健康安全課長
中川 一典
(公印省略)

調理師業務従事者の届出について(依頼)

平素から、健康安全部に御協力をいただき誠にありがとうございます。
今年度は、調理師法(昭和33年法律第147号)に基づき、調理業務に従事している調理師が就業場所等を届け出る「調理師業務従事者届」の該当年です(隔年実施)。
つきましては、私立学校に勤務する調理師の方にも漏れなく届け出ていただきますよう、下記のとおり対象者への周知について御協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 制度の概要
別紙のとおり
- 2 届出対象者
平成28年12月31日現在、調理業務に従事している調理師免許保持者(パート・アルバイトの方を含みます。)
- 3 依頼内容
私立学校に勤務する対象者に対し、届出方法及び届出期限等の周知をお願いいたします。
- 4 届出方法
(1) 届出用紙に、平成28年12月31日現在の就業場所等必要事項を御記入の上、次の指定届出受理機関に郵送してください。

〒101-0045
千代田区神田鍛冶町3-5-8 神田木原ビル1階
公益社団法人 集団給食協会

(2) 届出用紙は、都内保健所窓口、都庁窓口又は福祉保健局のホームページから入手できます。
→ 「調理師業務従事者届について」
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/shikaku/csh_menkyo/cho-ri_seika/todokede.html
調理師の方が個々に届け出る場合は「1人用」の用紙を、同じ学校に勤務する複数名がまとめて届出を行う場合は「複数人用」の用紙を御利用ください。
- 5 届出期限
平成29年1月15日(日曜日) ※当日消印有効



<担当>
福祉保健局 健康安全部 健康安全課 試験・免許担当 福田
電話 : (内線) 34-142
(直通) 03-5320-4358
FAX : 03-5388-1426

調理師業務従事者届について

1 制度の目的

調理師業務従事者届出制度は、国民の食生活の外食依存傾向が強まる中、飲食店等において調理業務に携わる調理師の就業地等を把握することにより、研修事業等の円滑な実施による調理師の資質向上を図り、もって国民の食生活を向上させることを目的としています。

2 制度の概要

(1) 根拠法令

調理師法(昭和33年法律第147号)第5条の2(平成6年制度化)

(2) 対象者

12月31日現在、調理師免許を有し、飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、給食施設のいずれかで調理の業務に従事している方(パート・アルバイトの方も含みます。)

(3) 届出事項

別添の調理師業務従事者届の案内文及び届出用紙のとおり

(4) 届出年

平成6年から2年毎(平成28年度:該当年)

(5) 届出先

東京都知事が指定する指定届出受理機関(5団体。別添参照)

※ 給食施設に勤務されている方は、公益社団法人集団給食協会(〒101-0045 千代田区神田鍛冶町3-5-8 神田木原ビル1階)へ郵送してください。

(6) 届出期限

基準日の翌年の1月15日まで(平成29年1月15日まで)

<お問合せ先>

福祉保健局 健康安全部 健康安全課 試験・免許担当 福田

電話 : (内線) 34-142

(直通) 03-5320-4358

FAX : 03-5388-1426

局HP : <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp>

東京都内で調理業務に従事している「調理師免許証」をお持ちの皆様へ

東京都福祉保健局

平成28年は、調理師法に定める「調理師業務従事者届」の該当年です。
調理業務に従事している調理師の方は「調理師業務従事者届」を提出してください。

近年、食生活における外食依存の傾向が強まっており、飲食店などにおいて調理の業務に従事する調理師の皆様が国民の食生活に果たす役割はますます重要になっています。

このため、調理師法では就業する調理師有資格者の現状を把握し、調理師の資質向上を目的とする各種事業を円滑に実施するため、就業している調理師の方に2年に1度の届出を義務付けています（調理師法第5条の2）。

平成28年は、この届出の該当年です。下記に該当する調理師の方は、裏面の届出用紙に必要事項を記入し、届出先へ郵送してください。

記

1 届出が必要な調理師の方

平成28年12月31日現在、次の①～③の要件全てに該当する方

- ① 調理師免許をお持ちの方（調理師免許証の交付を受けている方）
- ② 東京都内の施設（下表参照）に勤務されている方（パート・アルバイトを含みます。）
- ③ 調理業務に従事している方（※ 学校等で教職に就いている等の方は対象外です。）

調理業務従事場所	施設の具体例
1 寄宿舍・寮	社員寮、学生寮等
2 学校	幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校等、学校給食センター
3 病院	患者給食等
4 事業所	会社・工場・事業場・官公署等の食堂等
5 社会福祉施設	保育園、老人ホーム、心身障害者施設等
6 介護老人保健施設	介護保険法に規定する介護老人保健施設
7 矯正施設	刑務所、少年院、少年鑑別所等
8 飲食店営業	飲食店、仕出屋、弁当屋、旅館、ホテル等
9 魚介類販売業	
10 そうざい製造業	
11 その他	自衛隊、一般給食センター等

※ 届出用紙の「調理業務に従事する場所」欄の該当する番号を○で囲んでください。

※ 業務従事場所が1～7に該当する施設については、飲食店営業の許可を持っている場合でも、8ではなく、1～7のうちの該当する番号を○で囲んでください。

2 届出期限

平成29年1月15日（日曜日）まで（当日消印有効）

3 届出方法

平成28年12月31日現在の従事状況を、「調理師業務従事者届」にご記入の上、封筒に82円切手を貼って、以下の届出先に郵送してください。

4 届出先（郵送先）

調理業務従事場所により異なりますので、下表を参照してください。

調理業務従事場所	届出先（東京都知事指定 指定届出受理機関）
8 飲食店営業（日本料理、麺類、寿司などを含む。） 9 魚介類販売業、 10 そうざい製造業	公益社団法人 日本全職業調理士協会 〒169-0051 新宿区西早稲田 2-5-13 いとうビル4階 電話：03-5285-0271
8 飲食店営業（日本料理、麺類、寿司などを含む。）	公益社団法人 日本料理研究会 〒104-0045 中央区築地 2-15-15-201 電話：03-3545-1651
8 飲食店営業（ <u>西洋料理</u> ）	公益社団法人 全日本司厨士協会 東京地方本部 〒105-0011 港区芝公園 3-6-22 JCビル5階 電話：03-5473-7261
8 飲食店営業（ <u>中国料理</u> ）	公益社団法人 日本中国料理協会 〒103-0012 中央区日本橋堀留町 2-8-5 JACCビル3階 電話：03-3666-5415
1 寄宿舍・寮、2 学校、3 病院、 4 事業所、5 社会福祉施設、 6 介護老人保健施設、 7 矯正施設、11 その他	公益社団法人 集団給食協会 〒101-0045 千代田区神田鍛冶町 3-5-8 神田木原ビル1階 電話：03-3254-4615

注1) 東京都では、本事業を広く周知するため、届出受理機関として複数の団体を指定しています。このことから「8 飲食店営業」で西洋料理、中国料理以外の調理師の方は「公益社団法人 日本全職業調理士協会」又は「公益社団法人 日本料理研究会」のどちらかに郵送してください。

なお、和食、洋食、中華など複数分野の営業を行っている場合は、主な業務区分の届出先に郵送してください。

注2) 別紙の届出用紙は、東京都内でお勤めの方のものです。他道府県でお勤めの方は、勤務先所在地の道府県の衛生主管課にお問い合わせください。

＜この届出に関するお問い合わせ先＞

東京都福祉保健局 健康安全部 健康安全課 試験・免許担当

電話：03-5320-4358（直通）

福祉保健局ホームページ：<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp>

調理師業務従事者届

ふりがな		性別	男・女	年齢	歳
氏名					
本籍地都道府県名 (国籍)					
住所	〒				
電話番号					
調理師免許証 (調理師名簿登録)	登録を受けた都道府県名	都・道 府・県	登録番号	第	号
	登録年月日	昭和 平成	年	月	日
調理業務に 従事する場所 ※該当する分野の 番号を○で囲んで ください。	1 寄宿舍・寮 (社員寮、学生寮等)				
	2 学校 (幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校等、学校給食センター)				
	3 病院 (患者給食等)				
	4 事業所 (会社、工場、事業場、官公署等の食堂等)				
5 社会福祉施設 (保育園、老人ホーム、心身障害者施設等)					
6 介護老人保健施設 (介護保険法に規定する介護老人保健施設)					
7 矯正施設 (刑務所、少年院、少年鑑別所等)					
8 飲食店営業 (飲食店、仕出屋、弁当屋、旅館、ホテル等)					
9 魚介類販売業					
10 そうざい製造業					
11 その他 (自衛隊、一般給食センター等)					
	名称				
	所在地	東京都			
	電話番号				
備考					

【注意】 この届出は、調理師免許をお持ちの方(調理師免許証の交付を受けている方)で
平成28年12月31日現在、東京都内に所在する上記の施設で、調理業務に従事
している方が対象です(学校等で教職に就いている等の方は対象外です。)

調理師業務従事者届（複数人届出用）（1枚目 / 枚中）

① 従事している施設名（営業施設が複数ある場合は、施設ごとに作成）

名 称	
所 在 地	東京都
電 話 番 号	
施設の区分（※1）	施設の具体例
1 寄宿舍・寮	社員寮、学生寮等
2 学 校	幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校等、学校給食センター
3 病 院	患者給食等
4 事業所	会社・工場・事業場・官公署等の食堂等
5 社会福祉施設	保育園、老人ホーム、心身障害者施設等
6 介護老人保健施設	介護保険法に規定する介護老人保健施設
7 矯正施設	刑務所、少年院、少年鑑別所等
8 飲食店営業（※2）	飲食店、仕出屋、弁当屋、旅館、ホテル等
9 魚介類販売業	
10 そうざい製造業	
11 その他	自衛隊、一般給食センター等

※1 「施設の区分」欄の該当する番号を○で囲んでください。

※2 施設の区分が1～7に該当する施設については、飲食店営業の許可を持っている場合でも、8ではなく、1～7のうちの該当する番号を○で囲んでください。

② 平成28年12月31日現在 従事している調理師

※ 記入もれがないようにご注意ください。

ふりがな ----- 氏 名	性別	男・女	年齢	歳
自宅住所 (〒 -)				
電話番号 ()	本籍地都道府県名(国籍)			
調理師免許証 (調理師名簿登録)	登録を受けた都道府県名	登録番号	第 号	
	登録年月日	昭和・平成 年 月 日		

ふりがな ----- 氏 名	性別	男・女	年齢	歳
自宅住所 (〒 -)				
電話番号 ()	本籍地都道府県名(国籍)			
調理師免許証 (調理師名簿登録)	登録を受けた都道府県名	登録番号	第 号	
	登録年月日	昭和・平成 年 月 日		

従事している調理師

※ 記入もれがないようにご注意ください。

ふりがな 氏名	-----		性別	男・女	年齢	歳
自宅住所	(〒 -)					
電話番号	()	本籍地都道府県名(国籍)				
調理師免許証 (調理師名簿登録)	登録を受けた都道府県名		登録番号	第	号	
	登録年月日	昭和・平成		年	月	日

ふりがな 氏名	-----		性別	男・女	年齢	歳
自宅住所	(〒 -)					
電話番号	()	本籍地都道府県名(国籍)				
調理師免許証 (調理師名簿登録)	登録を受けた都道府県名		登録番号	第	号	
	登録年月日	昭和・平成		年	月	日

ふりがな 氏名	-----		性別	男・女	年齢	歳
自宅住所	(〒 -)					
電話番号	()	本籍地都道府県名(国籍)				
調理師免許証 (調理師名簿登録)	登録を受けた都道府県名		登録番号	第	号	
	登録年月日	昭和・平成		年	月	日

ふりがな 氏名	-----		性別	男・女	年齢	歳
自宅住所	(〒 -)					
電話番号	()	本籍地都道府県名(国籍)				
調理師免許証 (調理師名簿登録)	登録を受けた都道府県名		登録番号	第	号	
	登録年月日	昭和・平成		年	月	日

ふりがな 氏名	-----		性別	男・女	年齢	歳
自宅住所	(〒 -)					
電話番号	()	本籍地都道府県名(国籍)				
調理師免許証 (調理師名簿登録)	登録を受けた都道府県名		登録番号	第	号	
	登録年月日	昭和・平成		年	月	日

※ 用紙が足りない場合は、コピーしてご使用ください。福祉保健局ホームページからダウンロードできます。(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp)